

## 当社グループ製造拠点における大気汚染防止法に基づくばいじん濃度測定の調査結果について

記者各位

当社(社長:木村 康)は、水島製油所における大気汚染防止法に基づくばいじん濃度測定未実施の発覚を受け、当社グループの製造拠点についてばいじん濃度測定に関する実態調査を実施しました。

その結果、下表のとおり、当社の製油所・製造所において類似の不備がないことを確認したものの、グループ会社1社(和歌山石油精製株式会社)において、4基のばい煙発生施設でばいじん濃度測定が未実施であったことが判明しました。

<ばいじん濃度測定に関する調査結果>

調査対象製造拠点	調査対象施設数	結果
当社 製油所・製造所※	226	全て問題ないことを確認
鹿島石油(株) 鹿島製油所	41	全て問題ないことを確認
大阪国際石油精製(株) 大阪製油所	18	全て問題ないことを確認
和歌山石油精製(株) 海南工場	12	4施設で未測定を確認

※室蘭製油所、仙台製油所、川崎製造所、横浜製造所、根岸製油所、知多製造所、麻里布製油所、大分製油所  
(水島製油所を除く)

判明後、同社は和歌山県および海南市に報告するとともに、当該施設のばいじん濃度の測定を実施しました。その結果、本測定時点においては、ばいじん濃度について大気汚染防止法上の基準値の範囲内であることを確認しました。今後、同社は、所轄行政のご指導の下、適切に対応してまいります。

当社グループの製造拠点における法令違反の事実、並びにこれまでこれらの事実を把握できていなかったことにつきまして、地域の皆様をはじめ、関係する多くの皆様方に対して心からお詫び申し上げます。今後は、環境管理体制を更に強化するとともに法令遵守を徹底してまいります。

当社は、グループの製造拠点につきまして、ばいじん濃度測定だけではなく、大気汚染防止法に基づく他の測定項目(SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>)に関しても3月中旬を目途に総点検を行い、その結果を公表する予定です。

以上

本件に関するお問い合わせ先

広報部 広報グループ TEL:03-6275-5046

### ● 別添資料

 [和歌山石油精製株式会社の発表資料](#) (PDF:180.3 KB/1ページ)